

## 残念な相続④非嫡出子の出現

### 非嫡出子にも同等の相続分

民法では戸籍上の夫婦の子を嫡出子、婚姻外の子を非嫡出子と呼んで相続でも差別を設けていました。非嫡出子（婚外子）の事例としては、男性が結婚後に配偶者以外の女性との間で子どもが生まれた場合などがその典型例です。認知されれば勿論夫の子とはなりますが、法律的には相続分は実子の半分しかありません。同じ子でありながら、実子と比較して母親が違う「半血」状態のため、法定相続分も実子の半分と規定されていたのです。しかしながら平成 25 年 12 月 5 日、民法の一部を改正する法律が成立し、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になりました。

非嫡出子（婚外子）ができてしまった場合は、同等の相続人となる権利を持たせるためにも、後からその存在が発覚して揉めないためにも、まず認知をしておくことです。

被相続人が生きていた間に話し合いをして、法定相続人が誰であり、遺産に、どんなものが、どれだけ残っているのか確認をしておきましょう。誰が法定相続人になるか確認をしておくことで、「非嫡出子」の急な出現による混乱を回避できます。例え、話し合いをしていくうちに、非嫡出子がいることが発覚しても、被相続人が生きていれば建設的な協議が可能です。

話し合いだけで解決をすれば良いのですが、急に出てきた法定相続人に、遺産を渡したくない人もいるかも知れません。その争いを避けるためには、被相続人が亡くなる前に「遺言書」を書き残してもらうのが次に重要なことです。遺産の分割の方法を指定していれば、余計な話し合いをする必要はなくなります。

### 仲の悪い異母兄弟

A さんは、戦後一代で部品製造業を興し、都内に 3 つの工場を持つまでの規模に会社の事業を伸ばしてきました。A さんは、法律上の妻（本妻）との間に男の子 B、婚姻外の（内縁の）妻との間にも男の子 C があります。本妻とは離婚はしていませんが、何十年の長きに亘り内縁の妻及び C と同居しています。事業も B ではなく C が手伝っているため、A さんとしては C に事業を承継したいと考えています。個人の財産で最も大きなものは都内のご自宅です。このご自宅と会社の株式を、同居している C 及び内縁の妻に譲る旨の遺言書を作りました。

しかし主だった財産の殆どを内縁の妻およびその子 C に相続させては、本妻も黙っていないと思われます。ここで問題になるのが本妻とその子 B の遺留分です。

この遺言書のままでは、遺留分の侵害が生じてしまうのです。しかも B と C は異母兄弟で仲が悪く、険悪な関係であるため、実際に相続となった時に揉めることは必至です。余計、B の遺留分への配慮が必要となります。

このような事例では、遺留分を配慮した遺言書を作成し直す必要があります。

